



商工もばら

茂原商工会議所アドレス
<http://www.mobara-cci.or.jp>

商工もばら 第548号
 (毎月1回発行)
 発行所:茂原商工会議所
 茂原市茂原443番地
 tel.22-3361(代)
 発行責任者:河野万由美
 編集責任者:石橋 佑亮



2020
 8
 August



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、
 ぜひご覧ください!!

■会員数／1164事業所
 (令和2年6月30日現在)

新型コロナウイルス感染症に関する 経営相談窓口を設置しています。

緊急事態宣言が解除され約2カ月が経過しました。

国内、県内に於ける感染者数減少の推移とともに外出自粛ムードも徐々に緩和され、街に活気が戻りつつありますが、6月末より東京都に於いて感染者数拡大の傾向がみられ、第2波や隣県への影響が懸念されます。

特効薬となるワクチンの開発がされるまでの間は、ウイルスと共生しつつ、感染の拡大防止に努めた新しい生活様式の中での生活をしなければなりません。

引き続き3密(密閉・密集・密接)を避ける、マスクの着用や手洗いうがいを徹底するなど、個々での取り組みに注力をしましょう。

茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用などについてのご相談を受け付けておりますので、是非ご活用ください。

outline

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた
 施策・支援策一覧(7月14日時点) 他 2
- ベストアクション表彰 5
- インフォメーション(各種お知らせ) 6

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けた 施策・支援策一覧(7月14日時点)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け施策一覧について



■新型コロナウイルス感染症関連ホームページ

URL(国・経済産業省)⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

給付金・支援金

■持続化給付金(国)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般の広く使える給付金を支給します。

対象事業者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人 ※「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、「今年1月から3月の間に創業した事業者」も新たに支援対象となりました。
条件	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少した事業所
各種 リンク先	持続化給付金HP(申請、申請サポート会場予約等) URL⇒ https://www.jizokuka-kyufu.jp/
<p>〈持続化給付金事業コールセンター〉直通番号:0120-115-570／IP電話専用回線:03-6831-0613／受付時間:8時30分～19時00分(土曜を除く)</p>	
申請会場	<p>会 場：茂原商工会議所 本納支所 駐車場：茂原市役所 本納支所 ※完全予約制の為、事前に上記HP、コールセンターにて予約受付を行ってください。</p>

■家賃支援給付金(国)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する事を目的として、賃借人(かりぬし)である事業者に対して給付金を支給します。

対象事業者	資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 (医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象)
条件	5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している事 ②連續する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少している事 ③他人の土地、建物をご自身で営む事業の為に直接占領し、使用・収益(物を直接に利活用して利益・利便を得ること)をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。
各種 リンク先	家賃支援給付金HP URL⇒ https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html
申請 サポート 会場	会場：茂原商工会議所 3F(役員室) ※完全予約制の為、事前に上記ポータルサイト、コールセンターより予約受付を行ってください。

お問合せ先

〈給付金に関する相談・お問合せはこちら〉
フリーダイヤル: 0120-653-930 (平日・土日祝 8:30～19:00)
〈給付金の申請サポート会場予約はこちら〉
フリーダイヤル: 0120-150-413 (平日・土日祝 9:00～18:00)

申請時の直近1カ月に於ける支払い賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

給付額	法人	上限額	支払賃料	給付額(月額)
		600万円	75万円以下	支払賃料×2/3
			75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人		300万円	37.5万円以下	支払賃料×2/3
			37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

給付金・支援金

■千葉県中小企業再建支援金(千葉県)

千葉県では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている中小企業、小規模事業者に対し円滑な事業の再建につなげるための現金を最大で40万円支給します。

対象事業者	中小企業者(中小企業基本法による定義)であり、売上高が前年同月と比較し50%以上減少している事。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者は要請に応じている事。
支給額	最大40万円 ※詳細は右上特設サイトをご覧ください。
お問合せ先	千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570-04-4894

千葉県中小企業再建支援金
特設サイト

URL⇒<https://www.chiba-shienkin.com/>



■茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(茂原市)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、千葉県から出された使用制限等の要請に応じた施設や、休業又は適切な感染防止対策にご協力いただいた市内中小企業者等の方に対し、協力金を支給します。

対象要件	①千葉県による使用制限等の要請にご協力いただいた、茂原市内の中小企業及び個人事業主 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力し、19時以降酒類の提供を控える、休業や営業時間の短縮など感染防止対策をしていただいた茂原市内の飲食店等の中小企業及び個人事業主 ※千葉県が要請を行った日より前に、営業実態のある事業者が対象となります。
支給額	10万円(1店舗あたり)最大30万円 ※市内で複数店舗を運営している場合、最大3店舗支給
休業等要請期間	4月14日(火)～5月6日(水) ※協力金対象期間として確認するのは4月22日(水)～5月6日(水)

茂原市HP
「茂原市新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金について」

URL⇒<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000005904.html>



■茂原市中小企業再建支援金(茂原市)

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業の再建や継続を支援するため茂原市中小企業再建支援金を給付します。

ただし、茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付を受けた事業所(対象施設)を除きます。

対象要件	①「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること。 ②茂原市内に「主たる事業所※」を有する中小企業者であること。 ※法人の場合は、法人税の確定申告別表一に記載された納税地。 個人事業主(青色申告)の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。 個人事業主(白色申告)の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。 ③協力金の対象施設として給付を受けていないこと。 ※協力金の給付を受けた事業者であっても、協力金の対象とならなかった事業所を有する場合には対象となることがあります。
給付額	1事業者あたり10万円 (申請は1事業者につき1回限り)
申請要件	本支援金の申請要件は、上記対象要件をすべて満たす者

茂原市HP
「茂原市中小企業
再建支援金について」

URL⇒<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000006047.html>



融資

■新型コロナウイルス対策マル経融資(国:日本政策金融公庫)

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が融資を行うマル経融資制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者向けの別枠融資制度。

対象事業者	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者		
限度額	1,000万円(別枠)	返済期間	《設備》10年以内(据置4年以内) 《運転》7年以内(据置3年以内)
利 息	当初3年間は1.21%⇒0.31%(-0.9%) 4年目以降は経営改善利率	お問合せ先	茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

■新型コロナウイルス感染症特別貸付(国:日本政策金融公庫) 「日本政策金融公庫HP」→

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたしている事業者向けの融資制度



対象事業者	最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ※業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、店舗増加、合併、業種転換、設備投資や雇用などで前年(前々年)同期と単純に比較ができる場合は個別にご相談ください。		
限度額	《中小事業》 6億円(別枠) 《国民事業》 8千万円(別枠)	返済期間	《設備》 20年以内(据置5年以内) 《運転》 15年以内(据置5年以内)
利 息	《中小事業》当初3年間／1.11%⇒0.21% 《国民事業》当初3年間／1.36%⇒0.46% 各事業4年目以降基準金利	お問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 《中小事業》TEL 043-243-7121 《国民事業》TEL 043-241-0078

■特別利子補給制度(実質無利子化)(国)

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

適用対象	「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1ヵ月又はその2ヵ月の3ヵ月間のうちいずれか1ヵ月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方 ①個人事業主(小規模に限る)⇒要件なし ②小規模事業者(法人事業者)⇒売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者)⇒売上高▲20%減少		
対象期間	借入後当初3年間	補給対象上限	4,000万円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計額
利 息	《中小事業》当初3年間／1.11%⇒0.21% 《国民事業》当初3年間／1.36%⇒0.46% 各事業4年目以降基準金利	お問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 《中小事業》TEL 043-243-7121 《国民事業》TEL 043-241-0078

助成金・補助金

■雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置(国)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

特例対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)		
お問合せ先	最寄りの都道府県労働局又はハローワーク	《千葉労働局》TEL 043-221-4393 《茂原ハローワーク》TEL 0475-25-8609	
各種リンク先	厚生労働省「雇用調整助成金に係る特例措置内容について(厚生労働省)」 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07.html ・助成内容・対象の大幅な拡充・受給要件の更なる緩和 等		



助成金・補助金

■働き方改革推進支援助成金(国)

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

対象	テレワークを新規で導入する、もしくはテレワークを継続して活用する労働者災害補償保険の適用中小企業主
助成される取組内容	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知、啓発、外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサル等
各種リンク先	働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html 

■小規模事業者持続化補助金(国)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える為に行う販路開拓等の取り組みを支援。

対象	小規模事業者、一定要件を満たす特定非営利活動法人	申請要件	補助対象経費の1/6が 「サプライチェーンの毀損への対応」……A 「非対面型ビジネスモデルへの転換」……B 「テレワーク環境の整備」……………C のいずれかに合致する投資であること。
補助上限 補助率	補助上限:100万円 補助率:A(2/3) B・C(3/4)(右記申請要件を参照)		
公募要項	小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)第5版 https://r2.jizokukahojokin.info/corona/files/7615/9314/9407/koubo_r2c_ver5.pdf 		

「関東経済産業局長表彰」 茶太閣白井 白井 宗一郎 氏

当所常議員、(株)茶太閣白井 白井宗一郎氏が、経済産業省より「関東経済産業局長賞」を受彰しました。

「関東経済産業局長表彰」とは、商工会議所の組織運営及び事業活動等が特に優良であり、その功績が顕著な役員・議員に贈られるものであり、白井氏は、昭和61年から約32年間、議員・常議員を歴任し、各委員会に於ける事業目的達成や、茂原市郊外への大型店出店及び中心市街地活性化への諸問題等対応対策として、「まちづくり条例」制定に向け設置された検討委員会委員、また茂原市商店街連合会役員として「茂原市商業振興条例」の施工等に尽力されたことが評価されての受彰となりました。



関東商工会議所連合会「ベスト・アクション表彰」 茂原産業(株) 雪田 康夫 氏

当所議員、茂原産業(株)雪田康夫氏が、関東商工会議所連合会より「ベスト・アクション表彰」を受彰しました。

「ベスト・アクション表彰」とは、商工会議所の事業活動に関する、まちづくりの推進や地域経済の振興ならびに商工会議所の発展に貢献している会員を表彰するものであり、雪田氏は企業と市民が「体験型」の交流を通じ、販路促進につなげる仕組みの構築を目指した活動として会議所内に委員会を設置し、市内小学生を対象とした「夏休み親子体験教室」の開催に尽力。平成27年以降毎年開催していく中で夏休みのイベントとして定着したほか、小売店や飲食店の来客増加、建設業・製造業での認知度向上等に繋がった等の点が評価されての受彰となりました。



制度改正に伴う専門家派遣等事業

取引に応じて事務負担増。早めの準備が重要です インボイス制度の概要と実務上対応のポイント 導入により変更される仕入税額控除、適格請求書等の記載内容について

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

〈講座内容〉



〈プロフィール〉

■講師：星 叢 氏

駒澤大学大学院経営経済学研究科卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

1. 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)の概要

- 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール
- 請求書・領収書等の様式変更へのシステム対応
- インボイス制度とは

2. 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書発行事業者の登録
- 登録は本当に必要か、登録しないとどうなるのか
- 登録するにはどのような手続きが必要か 等

3. 適格請求書発行事業者の義務

- 交付・保存義務と不正交付への罰則

- 適格請求書に係る電磁的記録
- 適格請求書の記載に誤りがあった場合 等

4. 適格請求書の記載事項

- 適格請求書・適格簡易請求書
- 適格請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能なケース
- 適格請求書に記載する消費税額等の端数処理 等

5. 電子インボイス

- 電子インボイスに係る電磁的記録の保存義務
- 電子インボイスデータの保存要件
- 電子インボイス等の授受の態様別の保存方法

税理士法人トリプル・ウイン顧問
《講 師》 税理士 行政書士

ほし ただし
星 叢 氏

《開催日時》 8月21日(金) 18:00~20:00

《開催場所》 茂原商工会議所 会議室(茂原市茂原443番地)

《定 員》 20名(定員に達し次第締め切ります)

《受 講 料》 無料(どなたでもご参加できます)

《お申込み》 受講申込書記入の上、FAXにてお申込みください。

《主 催》 茂原商工会議所

《お問合せ》 TEL.22-3361 FAX.23-7895

-----切り取らずにご返送ください-----

「インボイス制度の概要と実務上対応のポイント」【8月21日(金)開催】
茂原商工会議所 行 ⇒ FAX:23-7895

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名 (複数のご参加可能)			

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することができます。